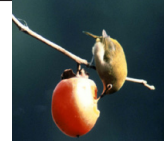


市政功労者・善行者表彰について

問合せ 秘書課 秘書係 (☎ 0739-26-9910)



市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状、また、善行者表彰として多額の金品をご寄附いただいた方々に感謝状をお贈りしています。

田辺市表彰規則では、①地方自治の育成発展（自治）、②社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上（民生）、③産業又は経済の振興発展（産業）、④教育、文化等の振興（教育）、⑤火災、災害、犯罪等社会的不安の防止・除去（治安）の5部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方（善行）や市の公益のために多額のご寄附をいただいた方（寄附）にお贈りする「善行表彰」のほか、「一般表彰」の3種類の表彰を規定しています。

今回表彰された方々は、下記のとおりです。（敬称略）

■市政功労者表彰

◇民生功労

線崎 征四郎
加藤 智子
前田 節子
九鬼 聖城
芝崎 矩仁子
面郁代
初山 博子
山崎 眞弓
田上 晋也
仲 洋子
高垣 しずよ
清水 勝子

◇産業功労

石神 忠夫

■善行者表彰

◇寄附

榎本 長治
草間 結雄
小林 桂子
一般財団法人新庄愛郷会
田辺ライオンズクラブ
田辺ロータリークラブ
和歌山ゼロックス株式会社

田辺市地域活性化商品券の取扱店を募集します

問合せ 田辺市商店街振興組合連合会 (☎ 0739-22-2960)



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、落ち込んでいた地域内の需要の喚起を図ることを目的として、「田辺市地域活性化商品券事業」を実施します。これに先立って、取扱店（商品券が利用できる店舗）を募集します。

■商品券の概要（予定）

- 発行総額 8億7200万円
- 販売価格 1セット1万円（10000円券×13枚＝1万30000円分）
- 販売方法 1人1セット販売（購入引換券は平成17年4月1日以前に生まれた方に送付します。）
- 無料配布 平成17年4月2日以降に生まれた方、及び基準日に市健康増進課で妊婦として把握している方を対象に、5000円分（10000円券×5枚）を無料配布します。
- 利用期間 8月中旬～令和3年2月28日⑧
- 取扱店の要件
 - 市内に本社機能を置く事業所が営む市内の店舗（フランチやイズ店等のチェーン形式で営業する店を含む。）のうち、次の項目に該当しない店舗
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗、又は娯楽業のうち遊技場など（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
 - 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
 - 左記の「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引のみを行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
 - 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

◇商品券の利用対象にならないもの

- 出資又は債務の支払（税金・電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 転売目的による商品等の購入
- 医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- 娯楽業のうち遊技場（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払
- 家賃・地代・駐車料等の支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

■取扱いにおける厳守事項

- 一度取扱店として登録すると、脱退はできません。
- セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。

■商品券の換金について

別途指定する金融機関で換金を行います。当該金融機関への口座開設が必要です。

◇換金手数料 無料

取取扱店募集要領の内容を十分ご確認の上、「取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記へ直接お持ちいただくか郵送してください。なお、申込みは店舗ごとにしてください。7月8日⑧までに入力された取扱店は、商品券販売時に配布するパンフレットに掲載します。7月9日⑧以降も申請を受け付けますが、パンフレットには掲載されません。

■申込書等配布場所・提出先

田辺市商店街振興組合連合会
〒646-0003
湊9-10
田辺商工会議所
〒646-0003
新屋敷町1
◆牟婁商工会
〒646-0001
上秋津2084-1
◆龍神村商工会
〒645-0415
龍神村西376
◆中辺路町商工会
〒646-1421
中辺路町栗栖川396-1
◆大塔村商工会
〒646-1101
鮎川2567-1
◆本宮町商工会
〒647-1731
本宮町本宮219
※申込書等は、ホームページからも取得できます。
☐ http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiki_shouinken.html

新斎場の利用が始まります

問合せ 環境課 環境対策係 (☎ 0739-26-9927)



▶お別れホール

新斎場が完成し、7月1日⑧から供用を開始します。供用開始後は、旧斎場の解体工事や駐車場の整備工事に着手し、今年度末の工事完了を予定しています。引き続き、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■新斎場の特徴

- 環境保全を最重点に考え、最新の技術を取り入れた機能と設備
- 周辺自然環境と調和のとれた全体に明るく清潔で、厳粛な雰囲気を持った建物
- 自然採光や通風を積極的に取り入れ、太陽光発電など自然エネルギーを活用



▶火葬炉

すること、環境負荷を低減

- 遺族や会葬者がスムーズに利用でき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した内部
- 最新の機能を備えた火葬炉設備の特徴
 - 無煙・無臭化・無公害化
 - 自動燃焼システムと公害防止機器により、無煙・無臭化・無公害化を実現
 - 火葬作業の自動化
 - 自動燃焼システムにより、安全・安心で最適な火葬の実現
 - 大規模災害への対策
 - 耐震性に優れ、災害時の多回転運転が可能なる火葬炉設備

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



■令和2年度の保険料額を7月中旬頃にお知らせします

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携、協力して運営しています。本制度には、75歳以上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。本制度に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担分を除いた分は、公費が約5割、現役世代の支援が約4割、残り約1割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担しています。

■保険料の算定方法(表1参照)

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

■所得の低い方の保険料軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、下表2のとおり均等割額が軽減されます。

なお、5割・2割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明(所得の申告をされていない等)の場合は、軽減が適用されません。

【表1】令和2年度の保険料率等(年間)

均等割額	5万304円(前年度は4万5,812円)
所得割額	(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの総所得金額等－33万円【基礎控除額】)×9.51%(前年度は8.80%)
限度額	64万円(前年度は62万円)

※保険料率は和歌山県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

【表2】均等割額の軽減【令和2年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額		軽減割合
33万円以下の世帯		7.75割
	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他所得がない場合	7割
33万円＋(28万5,000円×当該世帯に属する被保険者数)以下の世帯		5割
33万円＋(52万円×当該世帯に属する被保険者数)以下の世帯		2割

※軽減判定の際、65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の方は、公的年金所得から15万円が控除されます。

現在お持ちの保険証(被保険者証)は、7月31日(金)が有効期限となっています。新しい保険証は、7月初旬頃から順次、簡易書留郵便により送付します。(お手元に届いたときから使用できます。)

※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。

※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。

☎ 0739(26)9926 保険課 医療係

後期高齢者医療制度の保険証の色が、「うすいオレンジ色」から「うすい緑色」に変わります

までの期間は、普通徴収(納付書又は口座振替)となります。

■保険料の徴収猶予及び減免

新型コロナウイルス感染症の影響や災害等による被災など、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合、保険料の徴収猶予や減免の制度がありますので、上記へご相談ください。

災害時の避難について

問合せ 防災まちづくり課 地域防災係 (☎ 0739-26-9976)



新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、全国ではクラスター(感染集団)が発生した地域もあり、再び感染が拡大することが懸念されます。こうした状況において災害が発生し、避難する場合には、感染症対策に万全を期すことも重要となります。

■避難所における新型コロナウイルス感染症への対策について

市では、避難所内での感染防止対策として、段ボール間仕切りや手指消毒液など各種物品の配備のほか、主な避難所の開設員に対し、受付や避難者誘導など感染防止対策の訓練を実施しています。また、避難の際には、受付時に避難者の感染予防及び健康状態のチェックを行います。

■市民の皆さんへのお願

次の事項にご留意いただき、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとってください。

◇避難所に避難する場合には、マスクを着用し、避難

■避難所開設員を対象とした感染防止訓練の様子



▲感染防止訓練の様子



▲段ボールの間仕切り設置

所内では避難者それぞれのスペースを確保するとともに、十分な換気に努める。

◇避難者は、頻繁に手洗いと手指消毒を行い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

◇避難所が過密状態になることを防ぐため、安全な親戚や知人宅などへの避難についても検討する。

また、安全な場所にお住まいの方は自宅にとどまる。

市内観光施設の指定管理者を募集します

問合せ 下記参照



■対象施設一覧

	公募する施設名	所在地
龍神	田辺市龍神木族館(道の駅)	龍神村龍神 170-3
	田辺市龍游館(道の駅)	龍神村福井 511
中辺路	田辺市熊野古道中辺路(道の駅)	中辺路町近露 2474-1
	田辺市熊野古道中辺路陶芸館	中辺路町栗栖川 844-33
大塔	田辺市ふるさとセンター大塔(道の駅)	鮎川 997-1
本宮	田辺市奥熊野古道ほんぐう(道の駅)	本宮町伏拝 904-4
	田辺市川湯キャンプ場	本宮町川湯 1288

■指定管理開始時期(管理運営開始時期)

令和3年4月1日(※)

※指定管理終了時期については、募集要項をご確認ください。

■現地説明会

開催日時については、募集要項をご確認ください。

■募集要項等の配布

7月1日(※)～31日(金)に下記又は各行政局産業建設課(21ページ参照)で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■指定申請書等の受付

7月6日(月)～8月4日(火)

「消印」に左記へ郵送又は直接お持ちください。

☎ 0739(26)9929 新屋敷町1

☎ 0739(26)9929

http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html

本庁舎3階

〒646-8545

田辺市観光課 地域観光係



国民健康保険税・介護保険料について

問合せ 保険課 保険税係・収納係 ☎ 0739-26-9965

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、都道府県が主体となって運営され、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年度の保険税

今年度は、和歌山県内の一人当たり医療費の増加などにより、国保の税率を改定することになりました。下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

所得の低い方の保険税軽減

世帯の被保険者及び世帯主の

総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度は、5割・2割軽減に係る所得判定基準額が改正され、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

7割軽減基準額	33万円以下の世帯
5割軽減基準額	33万円＋28万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割軽減基準額	33万円＋52万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇止め等による離職をされた方で失業等給付を受ける方は、保険税が軽減される場合があります。

雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・31・32・33・34に該当の方は

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象外です。

軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証の離職理由、申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

介護保険料のお知らせ

令和2年度の介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための制度です。保険料や税金を財源とすることにより、費用の一部を

負担するだけで、様々な介護サービスを受けることができます。

介護保険制度の運営に必要な費用のうち、50%が公費負担され残りの50%が第1号被保険者保険料（65歳以上の方、23%）及び第2号被保険者保険料（40～64歳の方、27%）で賄われています。

介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支

令和2年度介護保険料額 ※前年中…平成31年1月1日～令和元年12月31日

保険料段階	保険料額 (年間)	対象となる方		
1 段階	2 万 3,700 円	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方		
		本人が市民税非課税 同じ世帯に いる方全員が市民税非課税	(※) 前年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	
(※) 前年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方				
(※) 前年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方				
4 段階	7 万 1,000 円		同じ世帯に 市民税課税者がある方	(※) 前年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方
				(※) 前年中の合計所得金額（公的年金等にかかる雑所得を除く。）と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方
5 段階	7 万 8,800 円	本人が市民税課税	(※) 前年中の合計所得金額が 120 万円未満の方	
6 段階	9 万 4,600 円		(※) 前年中の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	
7 段階	10 万 2,500 円		(※) 前年中の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	
8 段階	11 万 8,300 円		(※) 前年中の合計所得金額が 300 万円以上の方	
9 段階	13 万 4,000 円			

援事業に要する費用に基づき決定されます。今年度の第1号被保険者保険料は、上表のとおりです。（第2号被保険者保険料は、加入している医療保険ごとの算出方法により決められ、医療保険分等と併せて徴収されます。）

■保険料の納付方法

納付方法は、受給している年金額等によって異なります。

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を受けている方は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。

なお、特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替）となります。

◇介護保険料について
◇739（26）9965

◇介護サービスについて
◇739（26）4931

新型コロナウイルス感染症の介護保険料の特例減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し保険料（料）の納付が困難な場合は、申請によ

り減免される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する場合

◇新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の年間見込額が令和元年の当該事業収入等と比較して30%以上減少していること。かつ、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

※国民健康保険税の場合は、主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下であることが条件です。ただし、主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額がない場合は対象外となります。

申請には、令和2年中に主たる生計維持者の収入が減少したことの分かる書類の写し等が必要となります。詳しくは、左記へお問い合わせください。

◇739（26）9965

新庁舎基本設計のコンセプト「心をつなぐみんなに優しい庁舎」

問合せ 新庁舎整備室 (☎ 0739-34-3336)



▲外国語を併用した案内記号イメージ



▲分かりやすい案内記号のイメージ

普通のフォント	UD フォント
田辺市庁舎	田辺市庁舎
Tanabe City Hall	Tanabe City Hall

▲UD フォントの例

新庁舎は、ユニバーサルデザインに基づきみんなに優しい庁舎とします。
ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、建物や生活環境をデザインする考え方です。来庁者が使いやすい、分かりやすく、安心して利用できる庁舎とします。

例えば、トイレについては、各階に多目的トイレを設置し、多目的トイレの扉は電動扉を基本とします。また、トイレ内で車椅子が余裕を持って回転できるスペースを確保したり、オストメイトや大型ベッドを配置したりするなど、様々な方に対応できるよう配慮します。



市立美術館・熊野古道なかへち美術館で 展覧会を開催します

問合せ 市立美術館 (☎ 0739-24-3770)



【文人画コレクション展 松・竹・梅・蘭・菊】
市立美術館の文人画コレクションの中から、松竹梅、蘭菊などの植物や小禽類、虫などの小動物を画題にして描かれた作品にスポットを当てて紹介します。西洋画とは異なる動植物の描写、表現を楽しんでいただけます。

【館蔵品展 青年期の凌雲】
渡瀬凌雲が師に画技を学んでから帝国美術院展に初入選した20代後半を経て、同志の南画家と官展への不出品を表明するまでの時期に描かれた作品にスポットを当てて紹介します。



『那智瀑』(1934年)
渡瀬 凌雲作



『湖石惠蘭図』 桑山 玉洲作

【共通事項】
回 7月18日(土)～9月22日(火)
休 毎週月(8月10日・9月21日は開館)、8月11日(火)
観 260円(団体割引料金200円)・学生及び18歳未満の方は無料。

ウメ・サクラの大敵 クビアカツヤカミキリにご注意を！！

問合せ 農業振興課 梅振興室 (☎ 0739-26-9959)



▲成虫 (体長 2.5～4cm)
触角は長く、体に光沢がある。胸部の両端に突起がある。

クビアカツヤカミキリは、特定外来生物で、幼虫はモモ、スモモ、ウメ、サクラ等、バラ科の樹木の内部を食害し、枯死させます。県内では、令和2年6月現在、かつらぎ町と岩出市で被害が確認されています。また、県外では公園や街路等のサクラに深刻な被害が出ています。

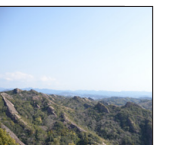
▶フラス (虫糞と木くず)
株元に大量のフラスを排出する。新しいものは黄色っぽく、古いものは茶色っぽい。
※画像提供：和歌山県
※カラー写真、詳細な通報体制は、ホームページをご覧ください。
☐ <https://www.tanabe-ume.jp/>



■連絡先(発見した場所により連絡先が異なります。)
◇農地 西牟婁振興局農業水産振興課
☎ 0739 (26) 7941
◇森林 西牟婁振興局林務課
☎ 0739 (26) 7911
◇公共施設 施設管理者
◇民有地(右記以外) 田辺市環境課
☎ 0739 (26) 9927

自然観察教室を開催します

問合せ 下記参照



【昆虫の採集と標本の作製】
回 7月19日(日)
開 9時30分～16時
場 ひき岩群周辺
観 筆記用具・採集用具・ビニール袋・弁当・水筒・帽子・手袋等
【植物の採集と標本の作製】
回 7月23日(木)祝
開 9時30分～12時
場 ひき岩群周辺
観 筆記用具・採集用具・ビニール袋・帽子・手袋等
【粘菌の観察】
回 7月23日(木)祝
開 13時30分～16時
場 ふるさと自然公園センター
観 筆記用具
【フランクtonの観察】
回 7月26日(日)
開 9時30分～12時
場 ふるさと自然公園センター
観 筆記用具
【夏の星座】
土星・木星が観測できます。
回 8月8日(土)
開 19時30分～21時
※天候により実施できない場合は、8月9日(日)に変更します。

場 ふるさと自然公園センター
観 筆記用具と望遠鏡又は双眼鏡があれば持ってきてください。
【共通事項】
場 ふるさと自然公園センター
■講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか
対 小・中・高校生・一般(小学生は保護者同伴)
※夏の星座(8月8日開催)は中学生も保護者同伴です。
申 前日までに、左記へはがき又は電話・FAX・Eメールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。
場 ふるさと自然公園センター
〒646-0051
稲成町 1629
☎ 0739 (25) 7252
✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp
休 毎週月